（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・八％	平成四十二年九月二十日	十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・二％	平成四十三年三月二十日	四十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	八十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	六十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	百七十三億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	九億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	九億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	三百六十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	六十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	四十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	百三十一億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	二百九十七億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	三百七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	百三十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	九十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	百八十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	四百三十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	百五十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	四十七億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	七十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	九十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	五十億円

○財務省告示第百七十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第三百十二回及び第三百十八回）及び利付国庫債券（二十年）（第八十五回、第九十二回、第九十五回、第九十七回及び第九十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十六億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二百三億七千三百七十七万五千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年四月二十四日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 - 表面利率 \times 残存年数 \times \left(\frac{第十七号に規定する利回り - 募入利回り格差}{100}\right)$$

（別表のとおり）

十二　利率　（一）　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

十三　経過利子の払込み